国民健康保険事業費納付金の算定と保険税の賦課徴収（イメージ）

令和6年度第1回国保運営協議会
資料2－1　令和7年2月10日

＜県＞

① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費、後期支援金、介護納付金等を推計
国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定するとともに繰越金、財政安定化基金等を活用し、
市町村から徴収する納付金総額を算定

総額：1,685億円（前年▲49億円（▲2．8%））

※ 金額は令和7年度、（ ）内は令和6年度

（支出）

保険給付費　1,333億円（1,349億円）【79%】
普通交付金−医療分1,294億円(1,305億円)、特別交付金39億円(45億円)

後期支援金【15%】256億円(267億円)

介護納付金【5%】78億円（89億円）

その他【1%】18億円（29億円）

（収入）

市町村からの納付金 535億円【32%】(537億円)
医療分 362億円(358億円)、後期分 130億円(134億円)、介護分 42億円(45億円)

公　費（国）467億円【28%】（473億円）

公費(県) 104億円【6%】（116億円）

前期高齢者交付金 556億円【33%】(585億円)

その他 23億円【1%】
繰越金　13億円
特別高額医療費共同事業交付金 4億円 等

② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【令和7年度の算定方法】
（1）所得水準βで応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。
① 所得割　（所得水準に応じて負担）
② 均等割　（被保険者の数に応じて負担）
③ 平等割　（世帯の数に応じて負担）

（※ 医療費指数反映係数αによる調整はR5年度で終了→令和6年度～α＝0）

③ 更に、公費・経費の県単位化の影響により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施

＜市町村＞

④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する
保険税で賄う　（※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり）

※ 金額は35市町村の合計

（支出）

県への納付金 535億円（537億円）

保健事業等 20億円（20億円）

（収入）

保　険　税

基金、繰越金、法定外の繰入金等

公　費

保険税軽減分 62億円（65億円）

その他 101億円（105億円）

本来必要な保険税 454億円（452億円）

保険税の賦課・徴収

過去3ヶ年平均収納率（現年）で割り戻し

必要な保険税 480億円（480億円）

※「必要な保険税」を徴収するために、どんな税率で課税するべきかの参考として、県内統一基準により市町村毎の税率を計算

住民（国保加入者）

市町村標準保険料率